

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、
比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

(平成
令和
年分)

氏名 _____

I 平均売上金額の計算に関する明細書

年 分		売 上 金 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 売 上 金 額 (②×③)
①		②	③	④
売 上 調 整 年 分	年分	円	<u>12</u>	円
	年分		<u>12</u>	
	年分		<u>12</u>	
本 年				
計				
平 均 売 上 金 額 (④の計) ÷ (1 + 売上調整年分数)			⑤	円

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

年 分		試 験 研 究 費 の 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (⑦×⑧)
⑥		⑦	⑧	⑨
調 整 対 象 年 分	年分	円	<u>12</u>	円
	年分		<u>12</u>	
	年分		<u>12</u>	
計				
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (⑨の計) ÷ (調整対象年分数)			⑩	円
基 準 試 験 研 究 費 の 額 (前2年以内に開始した年分の⑨の金額のうち最も多い金額)			⑪	

**試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、
比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書**

1 記載要領

I 平均売上金額の計算に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第3項若しくは第7項又は平成29年改正前の租税特別措置法（以下「平成29年改正前旧措法」といいます。）第10条第1項若しくは第4項第2号又は平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第2号の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。
- (2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。
- (3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

この明細書は、青色申告者が旧措法第10条第1項、若しくは第3項又は平成29年改正前旧措法第10条第4項第1号、平成27年改正前旧措法第10条第6項第1号又は平成26年改正前の租税特別措置法（以下「平成26年改正前旧措法」といいます。）第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。
- (2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条、平成29年改正前旧措法第10条、平成27年改正前旧措法第10条、平成26年改正前旧措法第10条